

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組み

2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「福祉・介護職員処遇改善加算」に加え、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

### ◆特定処遇改善加算とは

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

### ◆配分対象

#### ①経験・技能を有する障害福祉人材

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

#### ②他の障害福祉人材

#### ③その他の職種

特定処遇改善加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### ◆特定加算の算定要件

#### ○職場環境等要件

処遇改善の内容を全ての職員に周知していること。

「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれで1つ以上の取組を行うこと。

#### ○配置等要件

福祉専門員配置等加算を算定していること。

#### ○処遇改善加算要件

処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

#### ○見える化要件

障害福祉サービス等情報公開制度等を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

- ◎加算の取得状況 : 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(区分なし)

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

■入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

■資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

■両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

■腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

■生産性向上のための業務改善の取組

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

■やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供